



# 成年後見制度ってどんな制度？①

今回は成年後見制度の基本的事項についてご紹介します。

Q:一人暮らしの母親が認知症になりました。これからの生活や財産管理などが心配です。

都会にいる自分に代わって母親を守ってくれる何かいい制度はないでしょうか。

A:判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度として、成年後見制度があります。

## 成年後見制度とは？

認知症などによって判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合、自分で済むのが難しい場合があります。成年後見制度は、このような方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。

## 1 成年後見制度の種類

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

### ◆判断能力が不十分になる前に→任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような」支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」があります（契約は、公証人の作成する公正証書によって結んでおきます）。

### ◆判断能力が不十分になってから→法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」があります（利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします）。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

### 【法定後見制度の3種類】

		後見(こうけん)	保佐(ほさ)	補助(ほじょ)
対象となる方		判断能力が 全くない方	判断能力が著しく 不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見 人等の 権限	同意権		民法13条1項所定の 行為 <sup>(※1)</sup> (日常生活に 関する行為は除く。)	申立ての範囲内で家庭裁判所が 審判で定める特定の法律行為 (民法13条1項所定の行為の一部)
	取消権	日常生活に関する 行為以外の行為	同上	同上
	代理権	財産に関する すべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が 審判で定める特定の法律行為 <sup>(※2)</sup>	同左

※1 民法13条1項の所定の行為：借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・増改築等。

※2 特定の法律行為：民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されない。

## 2 成年後見制度を利用するための手続きや費用など

申立先	対象となる方の住所地を管轄する家庭裁判所。
申立をすること ができる人	本人、配偶者、四親等内の親族など。 ※身寄りがないなどの理由で申立をする人がいない方の場合は、市町村長に法定後見開始の審判の申立権が与えられている。
申立に必要な 書類や費用	申立書、診断書（成年後見用）、申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）、登記手数料（2,600円分の収入印紙）、郵便切手、本人の戸籍謄本、など。 ※医師の鑑定料（後見と保佐では、本人の判断能力の程度を医学的に確認するために医師による鑑定を行う場合があり、そのときに必要。個々の事案によって異なるが、ほとんどの場合10万円以下となっている。）
一般的な手続き の流れ	①申立て ②調査等（裁判所の職員が、申立人、後見人候補者、本人から事情を尋ねる） 審問（必要に応じ、家事審判官（裁判官）が直接事情を尋ねる） 鑑定（本人の判断能力について必要な場合、医師の鑑定を行う） ③審判（後見等の開始の審判をする、成年後見人等を選任する）
手続きに必要 な期間	個々の事案によって異なり一概には言えないが、申立てから法定後見の開始までの期間は、おおむね4か月以内。